

(一) 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法施行令中改正件  
 北海道衆議院議員選舉特別(一)大正九年ニ於ケル衆議院議員總選舉ニ  
 必要ナル選舉人名簿ニ關スル期日及期間ヲ定ムル件(一)北海道ニ於ケル衆議院  
 議員ノ選舉ニ必要ナル大正九年ニ於テ調製スル選舉人名簿ニ關スル特例ノ件  
 大正九年三月五日

正 筆記

国立公文書館  
 利用上の注意

秘密院會議筆記及び同委員会録  
 は、非公開の席上における発言を  
 記録したものであります。したが  
 って当該発言者の共同著作物と解  
 されますので、引用等発表に際し  
 著作権法上の問題の生ずることの  
 ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-9 ⑧ D 438

樞密院會議筆記

一 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法施行令中改正ノ件

一 北海道衆議院議員選舉特例

一 大正九年ニ於ケル衆議院議員總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關スル期日及期間ノ之ニル件

一 北海道ニ於ケル衆議院議員ノ選舉ニ必要ナル大正九年ニ於テ調製スル選舉人名簿ニ關スル特例ノ件



野田遜信大臣 十三番

顧問官

細川顧問官 十七番

金子顧問官 二十番

末松顧問官 廿一番

南部顧問官 廿二番

濱尾顧問官 廿五番

穗積顧問官 廿七番

安廣顧問官 廿八番

岡部顧問官 廿九番

黒木顧問官 三十番

一木顧問官 卅一番

久保田顧問官 卅二番

富井顧問官 卅三番

平山顧問官 卅五番

石黒顧問官 卅六番

有松顧問官 卅七番

闕席員

山縣議長

皇族

裕仁親王 一番

貞愛親王 二番

載仁親王 三番

依仁親王 四番

大臣

加藤海軍大臣 六番

内田外務大臣 七番

高橋大藏大臣 八番

田中陸軍大臣 九番

中樞文部大臣 十二番

顧問官

伊東顧問官 十四番

樺山顧問官 十六番

九鬼顧問官 十八番

杉 顧問官 十九番

都筑顧問官 廿三番

三浦顧問官 廿四番

曾我顧問官 廿六番

井上顧問官 卅四番

委員

横田法制局長官

松村法制局参事官

添田内務省地方局長

報告員

二上書記官長

書記官

清水書記官

入江書記官

村上書記官

議長(清浦)之ヨリ會議ヲ開ク

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選

舉法施行令中改正ノ件

北海道衆議院議員選舉特例

大正九年ニ於ケル衆議院議員總選舉ニ必要

ナル選舉人名簿ニ関スル期日及期間ヲ定ム

ル件

北海道ニ於ケル衆議院議員ノ選舉ニ必要ナ

ル大正九年ニ於テ調製スル選舉人名簿ニ関

スル特例ノ件

以上四件ヲ一括シテ議題トス第一讀會ヲ開

キ議案ノ朗讀ヲ省略シ審査報告ヲ為シシム

報告員(三上) 謹テ審査スルニ

第一 明治三十三年法律第七十三號衆議院

議負選舉法施行令中改正ノ件ハ曩ニ大正

八年法律第六十號ニ依リ衆議院議負選舉

法ニ改正ヲ加ヘラレ從來ノ大選舉區制カ

小選舉區制ト為リ其ノ他選舉事務ニ関ス

ル数多ノ條項ニ變更アリタルニ伴ヒ且從

來ノ實驗ニ徴シ他ノ法規ニ準シテ同法施

行令中ニ相當ノ改正ヲ施サムトスルモノ

ナリ

(一) 本案ノ要點ハ先ツ第一ニ選舉法ノ改正

ニ依リ從來ノ大選舉區制ヲ小選舉區制

ト為シタルニ伴フ改正ナリ即チ大選舉

區制ニ於テハ町村ニテ投票ヲ行ヒ郡ニ

テ開票會ヲ行ヒ地方長官選舉長トシテ

選舉會ヲ行フノ三段ノ順序手續ヲ經ル

モ小選舉區制ニ於テハ之ヲ二段ニ短縮

シ開票會ニ関スル事項ハ全部消滅スル

コトト為リ其ノ結果本令ニ於テ種々ノ  
 改正ヲ加フルノ必要アリ例ハ  
 (イ)同一市内ニ二箇以上ノ投票區ヲ設ケ  
 タル場合投票管理者カ投票函等ヲ開票  
 管理者ニ送り市ノ開票所ニテ開函スル  
 ノ條項アルモ開票所及開票管理者ナル  
 モノ消滅シタルカ故ニ此ノ規定ヲ削除  
 ス尤モ右ノ場合投票函等ヲ選舉長ニ送  
 致シ選舉會ニテ開函スルノ規定ハ必要  
 ナルモ此ノ規定ハ選舉法中ニ在ルカ故

ニ之ヲ本令中ニ存置スルノ必要ナシ  
 (ロ)從來選舉長ニ関スル條項數多アリ其  
 ノ中地方長官ニ適用スルノ必要アルモ  
 ノハ其ノ趣旨ヲ以テ改正ス又開票所開  
 票管理者開票立會人等ニ関スル規定ハ  
 全部之ヲ削除シ其ノ中選舉會選舉長選  
 舉立會人等ニ轉用スルノ必要アルモノ  
 ハ夫々其ノ文句ヲ改正ス  
 (ハ)選舉會ニ於テハ選舉長カ選舉人名簿  
 ノ正本及副本ヲ併セ保有スルコト必要



ナリ改正選挙法中ニ其ノ趣旨ノ規定アリ然ルニ一選挙區カ数郡市ニ涉ルトキ選挙長ニ非サル郡長カ選挙長ニ選挙人名簿ノ正本ヲ送付スヘキモトニ尚選挙長カ選挙ノ顛末ヲ地方長官ニ報告シタル後選挙人名簿正本及副本ヲ各關係郡市町村長ニ送付スルノ規定ヲ追加ス

(二) 従来選挙長カ各被選挙人ノ開票區別得票数及得票總数ヲ朗讀シタルヲ止メ郡市長カ選挙長トシテ投票ノ點檢ヲ終

明治  
憲法  
附則

リタル後各被選挙人ノ得票数ヲ朗讀スルニ當リテ一選挙區カ数郡市ニ涉ルトキハ各郡市別得票数及得票總数ヲ朗讀スヘキ者ノ條項ヲ加フ

(ホ) 當選人カ成規ノ期間内ニ當選ノ承諾ヲ選挙長ニ届出テサルトキハ其ノ旨ヲ選挙長ヨリ地方長官ニ報告スル旨ノ規定ヲ追加ス

(二) 次ニ右ノ改正法律ニ於テ選挙ノ當日投票所ニ備付シヘキ投票簿ヲ廢止シタル

區  
百  
九

ニ伴ヒ本令ニ於テ投票簿ニ関スル條項  
ヲ削除シ又同法ニ於テ投票所ノ秩序ヲ  
紊ルニ因リ投票所外ニ退出セシメタル  
者ハ必スシモ最後ヲ待タス秩序ヲ紊ル  
ノ虞ナキニ至リタルトキ直ニ投票ヲ為  
サシムルコトヲ得トセルニ伴ヒ本令ニ  
於テ之ヲシテ最後ニ非サレハ投票ヲ為  
サシメサルコトヲ保障スル手續ノ規定  
ヲ削除ス

(三) 選舉人名簿調製期日後ニ選舉人カ其ノ

投票區域外ニ住所ヲ移シタル場合ニ於  
テ前住所地ノ投票所ニテ投票ヲ為サシ  
ムルコトハ從來法令ノ解釋ニ於テ之ヲ  
許容シタルモ疑義ナカラシムル為之ヲ  
本令中ニ明定ス

(四) 数町村ノ區域ニ依リ一投票區ヲ設ケタ  
ルトキ町村費ヲ以テ支辨スヘキ共同ノ  
費用ハ之ヲ各町村ニ平分スヘキ旨ノ規  
定アルヲ擴張シ町村ニ限ラズ又投票區  
ニ限ラズ数郡市ヲ以テ選舉區ト為シタ

明治  
憲法  
附則

ル場合ニモ適用セラルル様廣キ意味ノ規定ヲ設ク

(五) 選挙法ニ於テ選挙資格ノ基礎タルハキ

直接国税ハ種類ハ勅令ヲ以テ定ムルコ

トト為リ居リ現行施行令ニテハ之ヲ地

租所得稅營業稅及賣藥營業稅ノ四種ニ

限リタルモ府縣制郡制ニ於テ此ノ外ニ

鑛業稅及砂鑛區稅ヲ加フル力故ニ今回

ノ改正ニ於テ此ノ二種ヲ追加ス

(六) 本令ノ名稱ニ於テ明治三十三年法律第

七十三號トアル冠字ヲ省クハ改正選挙

法ノ施行令タルコトヲ示スノ意ナリ選

舉人ヲシテ本人ナル旨ヲ宣言セシメタ

ルトキ其ノ記録ニ本人ノ署名ヲ求ムル

ニ止メ捺印ヲ略スルハ投票所ハ印願ヲ

携帶スルノ手数ヲ省キ且處務ノ簡捷ヲ

得ムトスルモノナリ又本令第三十八條

ヲ削除スルハ選挙法第六條改正ノ結

果之ヲ存置スルノ必要ナキニ至レルニ

由ル

明治三十三年法律第七十三号

第二 北海道衆議院議員選舉特例ニ付申上

前記改正法律ニ於テ本法ノ施行區域ヲ擴張  
張ニ北海道廳根室支廳管内千島九郡ノ中  
國後、紗那、振別、擇捉及釧路ノ五郡ニ之ヲ適  
用スルコトトシタルモ同地方ハ交通極メ  
テ不便ニシテ到底一般ノ例ニ依ルコト能  
ハサル事情アリ然ルニ幸ニ選舉法第百十  
條ニ北海道ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難  
キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ

設クルコトヲ得トアリ本案ハ選舉法ノ此  
ノ條項ニ基キテ上掲千島五郡ニ於ケル選  
舉ニ關シ一般ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付  
特例ヲ定メムトスルモノニシテ其ノ要點  
ハ

(一) 選舉法ノ規定ニ依レハ選舉人名簿ハ戸  
長カ毎年十月一日ノ現在ニ依リ調製シ同  
月十五日迄ニ支廳長ニ送付スルコトト為  
リ居ルモ千島五郡ニテハ成ルハク速ニ支  
廳長ニ送付スヘキモノト為シ又一般ニハ

州  
密  
院

名簿ノ正本及副本ヲ送付スルコトヲ要ス  
ルモ千島ニテハ正本ノミヲ送付スヘキモ  
ノトシ支廳長カ之ヲ修正シタルトキハ其  
ノ由ヲ戸長ニ通知シテ其ノ副本ヲ修正セ  
シムヘキモノトス

(二)選舉法ノ規定ニ依レハ選舉人名簿ニ脱  
漏誤記等アリタルトキ選舉人ハ其ノ訂正  
ノ申立ヲ為スコトヲ得而シテ其ノ申立ハ  
千島ニテハ支廳長ニ對シテ為スノ例ニ依  
ラヌ戸長ニ對シテ之ヲ為シ總テ戸長ニ於

テ之ヲ處理ス又戸長ノ決定ニ不服アル者  
カ戸長ヲ被告トシテ地方裁判所ニ出訴ス  
ルコトヲ得ル期間ハ決定ノ通知ヲ受ケタ  
ル日ヨリ七日トセス三十日トシ確定判決  
ニ依リ名簿ヲ修正スヘキトキハ戸長ニ於  
テ直ニ副本ヲ修正シ支廳長ニ報告シテ正  
本ヲ修正スルコトヲ得シム  
(三)一般ニハ名簿再校閱ノ規定アルモ戸長  
カ名簿副本ノ再校閱ヲ求ムル為之ヲ支廳  
長ニ送付スルノ手續ハ全然省略ス

區  
密  
院

(四) 以上ハ選舉人名簿ニ関スル事項ナルカ  
次ニ投票所ニ於ケル取扱ニ付特別ノ規定  
アリ投票所ニ於テ投票ヲ為サムトスル者  
ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ之ヲシ  
テ假投票ヲ為サシメ選舉會ニ於テ之ヲ決  
定スルモ千島ニテハ投票ノ效力ハ投票所  
ニ於テ戸長之ヲ決定スルカ故ニ右ノ選舉  
人ノ資格ニ關スル異議モ亦戸長ニ於テ直  
ニ之ヲ決定ス

(五) 一般ニハ投票ノ點檢效力決定等ハ選舉

會ニテ行フハキモノナルモ千島ニ於テハ  
投票所ニテ戸長カ之ヲ行フモノトス而シ  
テ戸長ハ投票ノ點檢ヲ終リタルトキ直ニ  
各被選舉人ノ得票数ヲ選舉長ニ報告シ點  
檢済投票ノ有效無効ヲ區別シ封印ヲ施シ  
テ之ヲ選舉長ニ送付シ以上ノ手續ニ関ス  
ル顛末書ヲ作製シテ選舉長ニ送致スヘキ  
モノトス右ノ手續ハ選舉人ノ參觀ヲ許ス  
コト、戸長ハ該手續ヲ履行スル日時ヲ豫メ  
告示スヘキコト、天災其ノ他避クヘカラサ

ル事故ニ因リ右ノ手續ヲ行フコトヲ得  
ルトキ又ハ更ニ之ヲ行フノ必要アルトキ  
ハ支廳長ハ戸長ノ届出ニ基キ更ニ期日ヲ  
定メテ其ノ手續ヲ行ハシムルコト等何レ  
モ選舉會ノ例ニ依ル  
(六)選舉會ニ於ケル取扱ニ付テモ亦特例アリ  
選舉長タル支廳長ハ千島五郡ノ投票管  
理者ヨリ各被選舉人得票数ノ報告ヲ受ケ  
其ノ他ノ投票管理者ヨリ投票函ノ送致ヲ  
受ケ其ノ總テ到達シタル翌日選舉會ヲ開

キ投票ニ付テハ一般ノ規定ニ依リ其ノ混  
同點檢及效力決定ヲ為シ報告ニ付テハ之  
ヲ調査シ毎投票區得票者ノ氏名及得票数  
ヲ朗讀スヘキモノトス而シテ千島五郡ニ  
於ケル選舉ノ一部無効ト為リ更ニ選舉ヲ  
行ヒタル場合ニ於ケル右ノ選舉會ニ在リ  
テハ再選舉ニ属スル投票管理者ノ報告ノ  
ミヲ調査スヘキモノトス  
(七)選舉法ノ規定ニ依レハ投票立會人カ心  
當ノ事故ナクシテ同法所定ノ義務ヲ缺キ

トキハ五十圓以下ノ罰金ニ處スヘキ  
モノトス併シ施行令所定ノ義務違反ニ付  
テハ罰則ナシ然ルニ本令ニ於ケル投票立  
會人ノ義務ハ選舉法ニ於ケル立會人ノ義  
務ニ該當スルモノナルカ故ニ同様ニ之ヲ  
處罰スルノ規定ヲ設ク尤モ點檢済投票ニ  
封印ヲ施スコトヲ為サザリシニ付テハ一  
般ノ規定ニ罰則ナキカ故ニ本令ニ於テモ  
之ヲ除外ス

第三 大正九年ニ於ケル衆議院議員總選舉

ニ必要ナル選舉人名簿ニ関スル期日及期  
間ヲ定ムル件ニ付申上ク  
選舉法ニ於テ選舉資格其ノ他選舉人名簿  
ニ関スル規定ニ大ナル變更ヲ加ヘタルカ  
今回解散ノ結果近ク行ハルヘキ總選舉ニ  
對シテハ此ノ改正法律ニ依リ新ニ選舉人  
名簿ヲ調製セサルヘカラス而シテ一般ノ  
規定ニ依レハ十月一日ノ現在ニテ本名簿  
ヲ調製スヘキモ今回ノ場合ニ於テハ此ノ  
例ニ依ルコトヲ得ス然ルニ前記改正法律



附則第二項ニ於テ此ノ場合ニ對スル臨機  
ノ處置トシテ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又  
ハ期間ヲ定ムルキモノトセリ本案ハ此ノ  
條項ニ基キテ今回行ハルル總選舉ニ必要  
ナル選舉人名簿ニ付特別ノ期日及期間ヲ  
設ケムトスルモノナリ此ノ期日及期間ハ  
報告書中ニ表ヲ以テ示シ置キタリ即チ一  
般ノ規定ニテハ十月一日ノ現在ニ依ルモ  
今回ハ三月十日ノ現在ニ依リ又一般ノ規  
定ニテハ種々ノ手續ヲ行ヒ結局十二月二

十日ニ至リテ名簿確定ニ其ノ間八十一日  
ヲ要スルモ今回ハ之ヲ準用スルコトヲ得  
ス大躰幾分ツツ之ヲ短縮シ五月四日ヲ以  
テ名簿ヲ確定セシメ其ノ間五十六日ニシ  
テ二十五日ヲ短縮スルモノナリ  
以上各種ノ期日及期間カ短縮セラレタル  
中ニ獨リ住所地市町村外ニ於テ直接國稅  
納付ノ旨届出ノ期限ハ一般ノ規定ニテハ  
十五日間ナルモ今回ハ十六日間ト為リ一  
日延長セラル是レ今回選舉權大擴張ノ結

果他町村ニテ納税スル者届出ノ場合劇地  
スハシト云フノ理由ニ出ツルモノナリ

第四ハ北海道ニ於ケル衆議院議員ノ選舉ニ

必要ナル大正九年ニ於テ調製スル選舉人

名簿ニ關スル特例ノ件ナリ

今回ノ總選舉ニ付テハ第三ニ申述ハタル

通り特別ノ規定ヲ設クルモ千島ニ在リテ

ハ此ノ一般ノ特例ニ依ルコト困難ナル場

合アルカ故ニ更ニ特例ヲ設クルノ必要ア

リ是レ即チ本案ノ規定アル所以ニシテ支

廳長カ名簿縦覧期間ノ開始後ニ名簿ノ送

付ヲ受ケタルトキハ殘期間ノミ之ヲ縦覧

ニ供スルヲ以テ是リ該期間内ニ遂ニ名簿

ノ送付ヲ受ケサルトキハ之ヲ縦覧ニ供ス

ルコトヲ要セサルモノトシ又戸長カ名簿

ニ對スル異議ノ申立ヲ決定スル期間ハ申

立ヲ受ケタル日ヨリ十五日内トシ開票管

理者カ各被選舉人ノ得票数ヲ選舉長ニ報

告スルトキ名簿ニ記載セラレタル有権者

ノ總數ヲ併セ報告ニ當選人ヲ決定スルノ

資料タラシムハキモトス

以上四件ノ中前二件ハ改正選舉法ト共ニ施行スハキ正常ノ規程トシテ制定セラルルモノニシテ後二件ハ今回ノ總選舉ノミニ関スル一時ノ規定ナリ四件トモ内容ニ於テ別ニ支障ノ點ナク何レモ原案ノ儘可決セラレタルハキモト認ム

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

二十番(金子) 今回御諮詢アリタル勅令案ハ何レモ總選舉準備ノ為必要ナルモノト考フル

モ茲ニ一ツ質問シタキ事項アリ开ハ選舉人名簿調製ノ期日ノコトナルカ本法ハ昨年公布セラレ昨年十月一日ハ既ニ經過セリ當時名簿ノ調製ニ著手セサリシ次第ナルカ委員(添田) 昨年公布セラレタル改正法ハ次ノ總選舉ヨリ施行スルコトト為リ居ルカ故ニ今日迄舊法カ現行法トシテ行ハレ来リシ次第ナリ而シテ今回ノ如ク解散突發ノ為急ニ總選舉ヲ行フ場合ニ於テハ附則ニ依リ特別規定ヲ設クルノ必要アリ要スルニ昨年ハ改

正法ニ依ル名簿ヲ調製セザリニナリ  
二十番(金子) 答辯ノ趣旨ハ了解セリ茲ニ於テ  
選舉法ノ理論ト實際トニ関スル尚題ニ達著  
セリ我國ノ改正選舉法ニハ本法ハ次ノ總選  
舉ヨリ之ヲ施行ストアルモ各國ニテハ同様  
ノ場合次ノ總選舉ハ本法ニ依リ之ヲ行フト  
定ム余ハ昨年選舉法改正案審査ノ際本法ニ  
テモ此ノ主義ヲ取ルモノト速断シタリ附則  
第二項ハ同年十月一日前ニ解散アリタル場  
合ノ規定ナリ直ニ改正法律ニ依リ次ノ總選

舉ノ準備ニ著手スルコト各國トモ選舉法ノ  
實際ナリ今回我國ニテハ選舉権ノ擴張アリ  
タル際名簿ノ調製ヨリ確定迄ノ日数ヲ二十  
五日短縮セムトスルモノニシテ手續上容易  
ナラサル事柄ナリ解散ニ依リ憲法上ノ新事  
實ヲ發見セルカ故ニ参考トシテ卑見ヲ申述  
フル次第ナリ  
委員(添田) 實際上ノ尚題トシテハ日数短縮セ  
ルカ故ニ多少ノ困難アルハキモ各地方官ヲ  
シテ夫々準備ヲ為シメツツアリ此ノ日数

ニテ十分出来ル積ナリ又昨年法律改正ノ際  
多少研究シタルカ當分二通りノ名簿ヲ調製  
セサルヘカラス考慮ノ結果附則第二項ヲ設  
ケタル次第ナリ又今回ハ納税額三圓ト為リ  
タルモ府縣會議員ノ選舉資格ト略同様ナル  
カ故ニ新名簿ノ調製ハ比較的容易ナルヘキ  
カト考ヘラル要スルニ手續進行上之ニテ遺  
憾ナキ様實行スル積ナリ  
十一番(床次) 此ノ上別ニ附加スヘキコトナシ  
何卒可決アラムコトヲ請フ

二十一番(末松) 本日ノ御諮詢案四件ヲ一覽シ  
タル上ニ付余ハ一言ヲ呈スルノ已ムヲ得サ  
ルモノアリ而シテ本官ノ辯論スル所ハ同僚  
諸氏ニ於テモ大體同感ナルコトヲ断言スル  
ヲ憚ラス  
今日ノ諸案ハ當局ヨリ緊急事件トシテ議決  
ヲ求メ来レリト聞ク其ノ結果本官等ヲシテ  
此ノ大切ナル案件ヲ僅ノ間ニ鵜呑ニ賛成セ  
シメムトスルノ要求ニ歸著ス余ハ結局異議  
ヲ述ヘテ原案ニ及對セムトスルモノニ非サ

ルモ斯ノ如キ順序ニ至リシ事情ニ付テハ當  
局ヨリ一應ノ辯明アルコト至當ナリト考  
改正選舉法ノ公布後既ニ少カラカル時日ヲ  
經過シタリ元來一ツノ法律ヲ制定スルニ當  
リテハ其ノ當時ヨリ直ニ其ノ施行勅令ヲ研  
究シ置クハキ筈ナリ今日ノ四案ノ中條文多  
キニ件ハ通常ノ立法ニ属スルモノニシテ今  
回ノ解散ニ依リ俄ニ必要ヲ生シタルモノハ  
條文少キニ件ニ過キス此ノ通常ノ立法ニ属  
スル事項ヲ今日迄等閑ニ附セラレタルハ果

シテ如何ナル事情ニ由ルカ唯今實際ノ取扱  
上ニ関シ金子顧問官ノ質問ニ對シテ政府當  
局ノ答辯アリ其ノ點ハ諒承シタルモ之ヲ以  
テ施行令ノ制定ヲ遲延シタル理由ト為スコ  
トヲ得ス施行令ハ多ク手續上ノ規定ナリト  
云フモ世間一般ヲシテ法律ト共ニ早クヨリ  
熟知セシムハキモノナリ添田地方局長ノ辯  
明ニ依レハ今回ノ解散サヘナクハ尚當分ノ  
内此ノ儘放置スルノ考ナリシカ如シ而シテ  
今日緊急ノ事件ノ取扱ヲ求メラルルハ本院

トシテ甚ク遺憾トスル所ニシテ此ノ場合將  
来ノ為一言ナキコト能ハサルナリ當局カ右  
ノ如キ方針ヲ採リタル結果解散ノ後通常立  
法ト非常立法トヲ同時ニ提出スルノ已ムヲ  
得サルニ至レル次第ニシテ今日ノ場合之ニ  
賛成スルノ外ナシ各案ノ内容ニ至リテハ逐  
條審議スルノ暇ナク又其ノ要ナシ其ノ點ハ  
當局ニ於テ十分ノ調査ヲ盡シ當院書記官  
長ニ於テモ亦相當ノ調査ヲ遂ク萬遺漏ナキ  
コトト信スルカ故ニ此ノ上彼是論難ヲ重ヌ

ルノ必要ナク後ヲ朗讀ノ必要モナシ即チ此  
ノ数案ヲ一括シ讀會ヲ省略シテ採決アラム  
コトヲ請フ尤モ其ノ前ニ當局ノ辯明アラハ  
承リタシ

十一番(床次) 御説ノ通り通常ノ勅令ハ疾クニ  
規定スヘキモノニシテ遷延今日ニ及ヒ臨時  
ノ勅令ト共ニ緊急ノ議決ヲ求ムルノ已ムナ  
キニ至リシコト當局トシテ深ク恐縮スル次  
第ナリ

委員(横田) 末松顧問官ノ御言葉ハ御尤至極ナ

リ内務省ノ關係ハ別トシテ法制局ノ關係ニ  
付一言セムニ本案カ法制局ニ廻付セラレタ  
ルハ去ル一月十六日ナリシト記憶ス其ノ以  
前屢内務省ニ對シテ本案ノ提出ヲ促シタル  
モ同省ニ於テハ議會關係ノ案件多カリシ為  
本案ノ提出遲延シタリ又法制局ニ於テ本案  
ノ廻付ヲ受ケタル後急速ニ之ヲ處理スヘキ  
筈ナリシモ當時豫算ニ關係アル法律案輻湊  
シ之ニ忙殺セラレ又當時固ヨリ解散ヲ豫期  
セサリシカ故ニ遂ニ今日ニ至リシ次第ナリ

議長(清浦) 議會ヲ省略シテ直ニ採決スヘシ本  
案賛成ノ諸君ノ起立ヲ請フ

(全會一致可決)

(午前十一時三十五分閉會)

副議長子爵清浦彦彦

書記官長 二上 兵衛

書記官

入江 貫一  
村上 恭一



勅令第

號

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉  
法施行令中左ノ通改正ス

明治三十三年法律第七十三號ヲ削ル

第二條第四號及第五號ヲ削ル

第四條ノニ 選舉人名簿調製期日後選舉人其

ノ投票區域外ニ住所ヲ移シタル場合ニ於テ

ハ前住所地ノ投票所ニ於テ投票ヲ為スヘシ

第十四條中且ツ投票簿ニ捺印セシメヲ削ル

第十七條捺印ヲ削ル

第十八條中取上ケ其ノ旨ヲ投票簿ニ記入スヘ  
シヲ取上クヘシニ改ム

第十九條 削除

第二十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ衆議院議員選舉法第四十四條ニ

依リ投票期日ヲ定メタルトキハ直ニ選舉長

及關係郡市長ニ之ヲ通知スヘシ

第二十二條中開票立會人ヲ選舉立會人ニ開票

管理者ヲ選舉長ニ改ム

第二十二條ノ二 一選舉區數郡市ニ涉ルトキ

ハ郡長ハ選舉會開會前選舉人名簿ヲ選舉長

ニ送付スヘシ

第二十三條中開票管理者ヲ選舉長ニ改ム

第二十四條中開票管理者ヲ選舉長ニ改メ左ノ

但書ヲ加フ

但シ一選舉區數郡市ニ涉ル場合ニ於テハ

各被選舉人ノ各郡市別得票數ヲ朗讀シ終

ニ其ノ得票總數ヲ朗讀スヘシ

第二十五條中開票管理者ヲ選舉長ニ開票立會

人ヲ選舉立會人ニ改ム

第二十六條 選舉長ハ衆議院議員選舉法第七

十一條ノ報告ヲ為シタルトキハ投票管理者

及郡長ヨリ送付シタル選舉人名簿ヲ削係郡

市町村長ニ返付スヘシ

第二十七條 削除

第二十八條 地方長官ハ衆議院議員選舉法第

六十二條ニ依リ選舉會ノ期日ヲ定メタルト

キハ更ニ同法第五十三條ノ手續ヲ為スヘシ

第二十八條ノ二 當選人衆議院議員選舉法第

七十三條ノ期間内ニ當選承諾ノ届出ヲ為サ

サルトキハ選舉長ハ直ニ具ノ旨ヲ地方長官

ニ報告スヘシ

第二十九條中「投票簿」ヲ削ル

第三十條中「選舉長」投票管理者」ヲ地方長官選舉

長」ニ改メ「開票所」ヲ削ル

第三十一條 前條ノ當該行政廳ニ以上アル場

合ニ於テハ具ノ支辨スヘキ費用ハ當該行政

廳ニ之ヲ平分スヘシ此ノ場合ニ於テ當該行

政廳ノ經費カ同一經濟ニ屬スルトキハ一行

政廳ノ經費ヲ以テ支辨スヘシ

第三十二條中「開票立會人」ヲ削ル

第三十三條ニ左ノ二號ヲ加フ

五 鑛業税

六 砂鑛區税

第三十五條 削除

第三十六條中「開票管理者」ヲ「選舉長」ニ改ム

第三十八條ヲ削ル

附 則

本令ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

北海道衆議院議員選舉特例

第一條 衆議院議員選舉法第百十條ノ規定ニ

依リ北海道廳根室支廳管内國後郡、虻那郡、振

別郡、擇捉郡及藥取郡ニ於ケル選舉ニ関シ第

二條以下ノ特例ヲ設ク

第二條 戸長選舉人名簿ヲ調製シタルトキハ

十月十五日ノ期限ニ拘ラス速ニ其ノ正本ノ

ミヲ北海道廳支廳長ニ送付スヘシ

北海道廳支廳長戸長ヨリ送付シタル選舉人

名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ由ヲ選舉人  
簿縦覧開始ノ前日迄ニ戸長ニ通知シ副本ヲ  
修正セシムヘシ

第三條 衆議院議員選舉法第二十一條及第二  
十二條ノ規定ニ依ル申立ハ戸長ニ對シ之ヲ  
為スヘシ此ノ場合ニ於テハ同法第二十三條  
ノ規定ヲ準用ス

第四條 戸長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルト  
キハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタ  
ル日ヨリ二十日内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申

立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉  
人名簿ノ副本ヲ修正シ其ノ由ヲ申立人及関  
係人ニ通知シ併セテ其ノ要領ヲ告示スヘシ  
其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ  
申立人ニ之ヲ通知スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ名簿ノ副本ヲ修正シタル  
トキハ戸長ハ其ノ由ヲ北海道廳支廳長ニ報  
告スヘシ此ノ場合ニ於テハ北海道廳支廳長  
ハ名簿ノ正本ヲ修正スヘシ

第五條 衆議院議員選舉法第二十五條ノ規定

ハ前條戸長ノ決定ニ関シ之ヲ準用ス但シ七日トアルハ三十日トス

第六條 確定判決ニ依リ選舉人名簿ノ修正ス

ハキモノハ戸長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ

要領ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ノ副本ヲ修正シタル

トキハ戸長ハ其ノ由ヲ北海道廳支廳長ニ報

告スヘシ此ノ場合ニ於テハ北海道廳支廳長

ハ名簿ノ正本ヲ修正スヘシ

第七條 衆議院議員選舉法第二十六條及第三

十九條第二項乃至第四項ノ規定ハ之ヲ適用

セス

第八條 投票管理者ハ投票ノ翌日投票所ニ於

テ衆議院議員選舉法第五十四條第五十五條

第二項及第五十七條ノ例ニ依リ選舉長ニ属

スル職務ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ投票立會

人ハ其ノ例ニ依リ選舉立會人ニ属スル職務

ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ點檢スル場合ニ於

テハ衆議院議員選舉法施行令第二十三條ノ

規定ヲ準用ス

第九條 前條ノ規定ニ依リ投票ノ點檢ヲ終リタルトキハ投票管理者ハ各被選舉人ノ得票数ヲ朗讀スヘシ

第十條 投票管理者ハ點檢済ニ係ル投票ノ有  
效無效ヲ區別シ投票立會人ト共ニ之ニ封印ヲ施スヘシ

第十一條 投票ノ點檢終リタルトキハ投票管理者ハ直ニ各被選舉人ノ得票数ヲ選舉長ニ報告スヘシ

第十二條 投票管理者ハ前四條ノ規定ニ依ル手續ニ関スル顛末書ヲ作製シ投票立會人ト共ニ署名シ投票録及投票ト併セテ選舉長ニ之ヲ送致スヘシ

第十三條 衆議院議員選舉法第五十六條ノ規定ハ前五條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 投票管理者ハ豫メ第八條乃至第十二條ノ規定ニ依ル手續ヲ行フ日時ヲ告示スヘシ

第十五條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ

因リ第八條乃至第十二條若ハ前條ノ規定ニ依ル手續ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ之ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ北海道廳支廳長ニ其ノ由ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ北海道廳支廳長ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ手續ヲ行ハシムヘシ

第十六條 選挙長ハ第十一條ノ規定ニ依ル報告及衆議院議員選挙法第四十二條又ハ第四十三條ノ規定ニ依リ送致セラルタル投票函ノ總テ到達シタル翌日選挙會ヲ開クヘシ

選挙長ハ前項ノ投票函ノ投票ニ付衆議院議員選挙法第五十五條ノ規定ニ依ル手續ヲ終リタルトキハ前項ノ報告ヲ調査シ毎投票區得票者ノ氏名及其ノ得票数ヲ朗讀スヘシ

第十七條 第一條ノ郡ニ於ケル選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行ヒタル場合ニ於ケル選挙會ニ於テハ其ノ選挙ニ係ル第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ調査スヘシ

第十八條 第十一條ノ規定ニ依ル報告ノ書類及第十二條ノ規定ニ依リ送致ヲ受ケタル顛



末書ハ選舉長ニ於テ議負ノ任期間之ヲ保存  
スヘシ

第十二條ノ規定ニ依リ送致ヲ受ケタル投票  
ノ保存ハ封印ノ儘之ヲ為スヘシ

第十九條 衆議院議負選舉法第九十九條ノ規  
定ハ投票立會人正當ノ事故ナリシテ第十條  
ヲ除クノ外本令ニ定メタル義務ヲ缺キタル  
場合ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

大正八年法律第六十號附則第二項ノ規定ニ依

リ大正九年ニ於ケル總選舉ニ必要ナル選舉人

名簿ニ関シ衆議院議負選舉法第十八條乃至第

二十條第二十四條第二十六條及第二十七條ニ

規定スル期日及期間ヲ左ノ如ク定ム

第十八條第一項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ三月

十日、選舉人名簿送付ノ期限ヲ同月二十四日ト

シ同條第二項ノ期限ヲ同月三十一日トシ同條

第三項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ同月十日選舉  
 人名簿調製ノ期限ヲ同月三十一日トス  
 第十九條ノ期限ヲ三月十五日トス  
 第二十條ノ期間ヲ四月三日ヨリ十日間トス  
 第二十四條ノ期間ヲ十五日内トス  
 第二十六條第一項ノ期間ヲ四月十三日ヨリ同  
 月二十七日迄トシ同條第二項ノ期限ヲ五月四  
 日トス  
 第二十七條第一項ノ期日ヲ五月四日トス  
 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

衆議院議員選舉法第百十條ノ規定ニ依リ北海  
 道廳根室支廳管内國後郡紗那郡振別郡擇捉郡  
 及蘆取郡ニ於テ大正九年ニ於テ初テ調製スル  
 衆議院議員選舉人名簿ニ関シ左ノ特例ヲ設ク  
 北海道廳支廳長選舉人名簿縦覧期間内ニ名簿  
 ノ送付ヲ受ケタルトキハ殘期間之ヲ縦覧ニ供  
 スルニ縦覧期間内ニ名簿ノ送付ヲ受ケタルト

キハ之ヲ縦覧ニ供スルコトヲ要セス  
北海道衆議院議員選舉特例第四條ノ期間ヲ十  
五日内トス  
投票管理者ニ於テ北海道衆議院議員選舉特例  
第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ為ストキハ併セ  
テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ数ヲ報告  
スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス